

利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営委員及び運営委員会事務局職員の利益相反に関する遵守事項を明確にし、運営委員会の事業活動における権限の適正な行使を担保し、社会からの信頼を確保することにある。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、ある行為により一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為。他人の利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。
 - (2) 「直接取引」とは、運営委員及び運営委員会事務局職員が自己または第三者のために運営委員会と取引をすることをいう。なお、このうち自己の為にする場合を「自己取引」という。
 - (3) 「間接取引」とは、運営委員及び運営委員会事務局職員が自己または第三者のために、運営委員及び運営委員会事務局職員以外の者との間において、運営委員会と運営委員及び運営委員会事務局職員の利益が相反する取引をすることをいう。なお、運営委員会を代表する運営委員は、利益が相反する運営委員自身でない場合にも該当するものとする。
- 2 運営委員会事務局職員には他団体からの出向者を含むものとする。
 - 3 利益相反管理に関する審査は利益相反管理委員会がおこなう。

(利益相反管理委員会)

- 第3条 利益相反関係を審査する機関として利益相反管理委員会を設置する。利益相反管理委員会の委員は運営委員会において、連盟理事長を除く理事及び外部有識者を3名以上選任する。委員長は外部有識者を充てる。また副委員長は委員の中から1名を充てる。
- 2 利益相反管理委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。議長は委員長とする。審査事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
 - 3 利益相反管理委員会は前項による審査結果を速やかに運営委員長に報告しなければならない。

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

- 4 利益相反管理委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴取することができる。
- 5 委員の任期は、第25回夏季デフリンピック大会終了後、精算業務及び報告書作成業務終了し、運営委員会が解散するまでとする。委員は第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは委員としての権利義務を有する。
- 6 利益相反管理委員会は審査対象者の意見を聞く機会を設けなければならない。但し、審査対象者の同意があった場合はこの限りではない。
- 7 利益相反管理委員会は、審査をするにあたり、運営委員会委員及び運営委員会事務局職員等の関係者に対するヒアリング等の事実関係調査を行うことができる。

(就業防止義務)

第4条 運営委員及び運営委員会事務局職員は、自己または第三者のために、運営委員会の事業の部類に属する取引をしてはならない。

(利益相反行為の禁止)

第5条 運営委員及び運営委員会事務局職員は、運営委員会との間において利益相反となり得る行為を原則禁止とする。また、運営委員及び運営委員会事務局職員は、直接取引及び間接取引において利益相反行為となる恐れがある場合には、利益相反管理委員会に対して事前取引内容を開示・申告し、利益相反管理委員会による承認を受けなければならない。

- 2 申告を受けた利益相反管理委員会の委員長は、速やかに利益相反管理委員会を招集し、必要であれば申告をした運営委員（以下「申告運営委員」という。）及び申告をした運営委員会事務局職員（以下「申告運営委員会事務局職員」という。）に対して取引の公正性を示す証憑類の提出をもとめ、利益相反行為に該当するかを判断し決議をする。ただし、申告運営委員が利益相反管理委員会の委員と同一人物である場合、当該利益相反管理委員は議決権を有しない。
- 3 前項の決議に至った内容は議事録に記載し、直ちに申告運営委員及び申告運営委員会事務局職員へ結果を報告する。なお利益相反管理委員会は、承認しない場合には、その理由を示さなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改正は、全日本ろうあ連盟理事会の決議を経て評議員会に報告する。

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

2 この規程は運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

附則

- 1 この規程は 2023（令和 5）年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は 2023（令和 5）年 5 月 1 日に改正する。
- 3 この規程は 2023（令和 5）年 7 月 8 日に改正する。